

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月10日

【事業年度】 第73期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 トリニティ工業株式会社

【英訳名】 TRINITY INDUSTRIAL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新井 益 治

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市鶴見区矢向五丁目9番34号

【電話番号】 (045)571-7881

【事務連絡者氏名】 東京支店長 稲 葉 和 人

【最寄りの連絡場所】 愛知県豊田市柿本町一丁目9番地

【電話番号】 (0565)24-4800

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 加 藤 卓 彦

【縦覧に供する場所】 トリニティ工業株式会社 本社  
(愛知県豊田市柿本町一丁目9番地)  
トリニティ工業株式会社 大阪支店  
(大阪府豊中市寺内二丁目4番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出した第73期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_線を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

①～⑩省略

(訂正後)

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

①～⑩省略

⑪当社は、資本政策の機動性を確保するため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めております。

⑫当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行なう旨を定款で定めております。